

山梨県公報

第二百三十六号

令和三年

十一月八日

月 曜 日

目次

○公共測量の実施(三件)……………五六一

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(車載写真レーザ測量)
- 二 測量の地域 山梨県内の一部(直轄国道)
- 三 測量の期間 令和三年十一月八日から令和四年三月二十五日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 中央市東花輪及び同市大田和の一部
- 三 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年二月二十五日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(空中写真測量・航空レーザ測量・数値図化)
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡道志村板橋地内外
- 三 測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月十五日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番